

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

一	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）抄	1
二	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）抄	2

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令 参照条文

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）抄

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（他の中期目標管理法人役職員についての依頼等の規制）

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役職員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役職員若しくは当該中期目標管理法人役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人役職員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4 （略）

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人等（前項に規定する退

職手当通算法人等をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

6 (略)

(中期目標管理法人の長への届出)

第五十条の七 中期目標管理法人役員(第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、中期目標管理法人の長に政令で定める事項を届けなければならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法人役員(職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする)。

(国立研究開発法人への準用)

第五十条の十一 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条の七第一項」と読み替えるものとする。

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)抄

(中期目標管理法人の長への届出)

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする中期目標管理法人役員(同項に規定する中期目標管理法人役員をいう。以下この条において同じ。)は、総務省令で定める様式に従い、中期目標管理法人の長に届出をしなければならない。

2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

3 通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした中期目標管理法人役員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を中期目標管理法人の長に届け出なければならない。

4 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 中期目標管理法人役職員の地位
- 三 再就職の約束をした日
- 四 離職予定日

- 五 再就職予定日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(国立研究開発法人への準用)

第十八条 第十一条から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第十一条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、第十二条中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において読み替えて準用する通則法」と、第十三条中「第五十条の四第三項」とあるのは「第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第三項」と、同条第二号中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と、同条第四号中「又は不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)の対象」とあるのは「の対象」と、第十四条から前条までの規定中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一において準用する通則法」と読み替えるものとする。